

令和7年12月22日からeLTAXで対応可能となる手続きについて

令和7年12月22日(月)から、別紙の対象手続きについて、地方税共同機構が運営するeLTAX(地方税ポータルシステム)による電子申告・電子申請が可能になります。

※ 手続き拡大の詳細、及びeLTAX対応ソフトウェア「PCdeskNext」の操作方法等は、eLTAXホームページ「地方税法令上に明文規定を有する申告・申請手続のデジタル対応に係る特設ページ」(<https://www.eltax.lta.go.jp/news/11304>)をご確認ください。

広島県に対して、今回追加される手続きをeLTAXにより行う場合は、次に留意してください。

1 別紙の「提出方式」が「画面入力」のもの

「PCdeskNext」の「手続き一覧」から該当の手続きを選択し、「申告」画面の各項目に入力して、eLTAXに送信する。

2 別紙の「提出方式」が「帳票添付」のもの

「PCdeskNext」の「申告書ダウンロード」から、税目及び提出先(広島県)を選択し、該当する手続きに係る申告書等様式のファイルをダウンロードし、必要項目に入力する。

作成した申告書等のファイルを、「PCdeskNext」の手続き一覧の、「【共通】簡易共有手続」からeLTAXに送信する。

【申告書ダウンロード】

【手続き一覧】

3 お問い合わせ先

eLTAXの利用に関するご質問は、eLTAXヘルプデスクへお問い合わせください。

PCdeskNext ヘルプデスク (PCdeskNext (電子申告) 関係)

【電話番号】

0570-029410

【受付日】 月曜日～金曜日（休祝日、年末年始を除く）

【受付時間】 午前9時から午後5時まで

e LTAXヘルプデスク (PCdesk (利用者ID・電子納税) 関係)

【電話番号】

0570-081459（左の電話番号でつながらない場合03-6745-0720）

【受付日】 月曜日～金曜日（休祝日、年末年始を除く）

【受付時間】 午前9時から午後5時まで

※ 電話番号等は令和7年12月11日時点のものです。

(別紙)対象手続き一覧(令和7年12月22日～)

税目	手続名	提出方式	留意事項
税目共通	相続人の代表者の指定届出	帳票添付	<p>○広島県個別様式 広島県税規則様式第12号</p> <p>○当県様式を印刷し、各相続人が記名・押印を行ったものをPDF等のファイルとして添付してください。</p> <p>また、原本は以下の各県税事務所(分室)へ提出してください。</p> <p>西部県税事務所 広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町</p> <p>東部県税事務所 三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅町、神石高原町</p> <p>北部県税事務所 三次市、庄原市</p>
	自動車税等の第二次納税義務の免除申告	帳票添付	
	登記することができる質権以外の質権に係る質権の優先の証明	帳票添付	
	猶予を受けた場合の差押の解除の申請	帳票添付	
	地方税の予納の申出	画面入力	
	経済的成果の消失があった場合の還付加算金に係る申出	帳票添付	
	地方税を納付(納入)した第三者の代位届	帳票添付	
不動産取得税	贈与により農地等を取得した場合の徵収猶予の申請	帳票添付	
	被収用不動産の代替不動産に係る不動産取得税減額等の申告	帳票添付	
	譲渡担保財産の取得に係る不動産取得税の納税義務免除等の申告	帳票添付	
	農地中間管理機構の農地の取得に係る不動産取得税の納税義務免除等の申告	帳票添付	
	家屋の附帯設備部分の取得に係る不動産取得税の減額申出、還付申請	帳票添付	<p>○広島県個別様式 広島県税規則様式第48号の2</p> <p>○当県様式を印刷し、必要事項を記入の上、主体構造部の取得者及び附帯設備の取得者が記名・押印を行ったものをPDF等のファイルとして、納税通知書の交付を受けた日から30日以内に提出してください。</p>
	不動産取得税の減額・課税標準の	画面入力	

	特例適用申告		
	不動産の取得の事実の申告、報告	画面入力	
	居住用超高層建築物の専有部分の床面積の割合の補正の申出	帳票添付	
	東日本大震災に伴う不動産取得税の課税標準の特例に関する申告、減免申請	帳票添付	
	宅地建物取引業者が取得する改修工事対象住宅及びその敷地に係る不動産取得税の減額等申告	帳票添付	
	個人事業税 鉱物の掘採事業と鉱物の精錬事業とを一貫して行う個人の所得区分計算(変更)の承認申請	帳票添付	
個人事業税	個人事業税の賦課徴収に関する申告、報告	帳票添付	
	租税条約に基づく申し立てが行われた場合における個人事業税の徴収猶予の申請	帳票添付	
	自動車税(環境性能割・種別割)の期限後申告書	画面入力 電子納税	○申告書の送信後に、PCdesk から電子納税をしてください。
自動車税	自動車税(環境性能割)の修正申告書	画面入力 電子納税	○広島県個別様式 広島県税規則様式第 79 号 ○「PCdeskNext」の「申告書ダウンロード」から、「自動車税の環境性能割の修正申告(様式第 79 号)」をダウンロードし必要事項を記入した上で、「自動車税(環境性能割)の修正申告書」画面に、自動車検査証(写)と合わせて、PDF 等のファイルとして添付してください。 ○「自動車税(環境性能割)の修正申告書」画面では、以下の項目を入力してください。 <ul style="list-style-type: none">必須入力項目(赤字で「※」「▲」が付いている項目)「修正申告額(税額)」「既に納付義務の確定した税額」「差引納付税額」 ○申告書の送信後に、PCdesk から電子納税をしてください。
	譲渡担保財産の取得に対して課する自動車税の環境性能割の徴収猶予の申告	帳票添付	
	譲渡担保財産の取得に対して課する自動車税の環境性能割の納税義務免除、還付の申請	帳票添付	

	自動車の返還があった場合の自動車税の環境性能割の納税義務免除、還付の申請	帳票添付	
	所有権留保付売買の売主による自動車税の種別割の賦課徴収に関する事項の報告	帳票添付	
固定資産税 (知事配分)	被災償却資産の代替償却資産における課税標準の特例適用に係る申告	帳票添付	
	東日本大震災による被災償却資産の代替償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例適用の申告	帳票添付	
	東日本大震災における居住困難区域償却資産の代替償却資産における固定資産税の課税標準の特例適用の申告	帳票添付	
軽自動車税	軽自動車税(環境性能割)の期限後申告書	画面入力 電子納税	<p>○申告書の送信後に、PCdesk から電子納税をしてください。</p>
	軽自動車税(環境性能割)の修正申告書	画面入力 電子納税	<p>○広島県個別様式 広島県税規則附則別記様式第 18 号</p> <p>○「PCdeskNext」の「申告書ダウンロード」から、「軽自動車税の環境性能割の修正申告(附則別記様式第 18 号)」をダウンロードし、必要事項を記入した上で、「軽自動車税(環境性能割)の修正申告書」画面に、自動車検査証(写)と合わせて、PDF 等のファイルとして添付してください。</p> <p>○「軽自動車税(環境性能割)の修正申告書」画面では、以下の項目を入力してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必須入力項目(赤字で「※」「▲」が付いている項目) ・ 「修正申告額(税額)」 ・ 「既に納付義務の確定した税額」 ・ 「差引納付税額」 <p>○申告書の送信後に、PCdesk から電子納税をしてください。</p>
	譲渡担保財産の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割の徴収猶予の申告	帳票添付	
	譲渡担保財産の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割の納税義務の免除、還付の申請	帳票添付	

	三輪以上の軽自動車の返還があった場合の軽自動車税の環境性能割の納税義務の免除、還付の申請	帳票添付	
--	--	------	--